

# 業務廃止等に伴う覚せい剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚せい剤原料の所有数量について、覚せい剤取締法第30条の15第1項の規定により、報告します。

平成 年 月 日

住 所

報告義務者続柄

氏 名

印

群馬県知事

あて

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
品 名		数 量	
報告の事由及び その事由の発生 年月日			

## 備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。